

墨田区図書館運営協議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）により設置した墨田区図書館運営協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(役割)

第2条 協議会は、墨田区立ひきふね図書館長の求めに応じ、有識者や教育関係者の専門的な見地や、協治（ガバナンス）の推進の観点から、墨田区立図書館運営の透明性の確保、図書館サービスの向上及び子ども読書活動の推進等を図るため意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから墨田区教育委員会が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 墨田区立小中学校長 2名以内
- (3) 図書館ボランティア 4名以内
- (4) 読書活動ボランティア 2名以内
- (5) 公募区民 2名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日が属する年度の翌年度の3月31日までとし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、墨田区立ひきふね図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。